公益社団法人 日本速記協会

令和９年度事業計画

（2026年10月1日～2027年9月30日）

はじめに

本協会は、定款に定める目的を達成するため、速記技能検定を柱として、速記の普及並びに歴史・文化の継承、正確な発言記録の作成支援活動を行っている。しかしながら、その活動を支える財務状況は、会員数の減少、検定受検者数の伸び悩みなどにより支出超過の状態が続き、事業の継続が危ぶまれる状況にある。

このため、令和９年度（2026 年 10 月１日～2027 年９月 30 日）は、さらなる支出の削減に努めながら、以下の諸事業を行う。

１　検定事業

(1) 速記技能検定

①次の日程により文部科学省後援の速記技能検定を実施する。

回　次	実施日	実施級	試　験　地
235 回	2026 年 11 月 29 日 （最終日曜日）	１級～６級	東京　名古屋　大阪　佐賀　鹿児島
236 回	2027 年 ２月 28 日 （最終日曜日）	３級～６級	オンライン方式（ＩＢＴ型）
237 回	2027 年 ５月 30 日 （最終日曜日）	１級～６級	札幌　盛岡　東京　名古屋　大阪　福岡
238 回	2027 年 ８月 29 日 （最終日曜日）	１級～６級	長岡　東京　名古屋　大阪

・第 236 回検定は、オンライン方式（ＩＢＴ型）で実施する。

・学校、事業所、共練会等における分試験の実施を奨励する。

②合格者には合格証を発行する。１、２級合格者には、１級速記士、２級速記士の資格を認定し、申請により１級速記士証、２級速記士証を交付する。

③別に定める「成績優秀者選考基準」により、文部科学大臣賞ほか成績優秀者を表彰する。

④速記学習支援の観点から「速記技能検定問題集」及び各級別の検定問題朗読ＣＤ等の頒布を行うとともに、協会ホームページでの公開を行う。

⑤検定の継続的改善のため自己点検・自己評価を行い、公表する。

(2) 検定改革

①ＩＢＴ型検定の実施体制、方法を見直し、受検者増を目指す。

②東京・大阪会場の午前試験を廃止する方向で検討する。

③キャプションライター（Caw）技能検定を包含する新しいキーボード入力検定の開発に取り組む。

④速記実務者の能力を認定する仕組みについて検討を継続する。

2　「みんなの速記」推進事業（速記の普及）

①速記共練会や速記教室などの速記学習活動を支援する。
②高校生、大学生等を対象とした他団体主催の活動を支援する。（速記競技会、速記交流合宿など）
③速記学習者の支援につながる各方式の教材等の開発を行う。
④個人学習者等を対象にした支援を行う。（オンライン講座等）
⑤速記の日記念 速記文化祭を開催する。
（2026 年 11 月 15 日（日）　於：文京シビックセンター）

3　会議録作成支援事業

⑴ 全国議事記録議事運営事務研修会（令和８年 10 月 22 日（木）、23 日(金)）

地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図ることを目的とし、都道府県議会、市区町村議会の事務局職員などを対象に、第78回全国議事記録議事運営事務研修会を開催する。

プログラムの概要は次のとおり。

【１日目】
・講演①「議事運営Ⅰ／会議録」
・講演②「議事運営Ⅱ／発言自由の原則」
・講演③「会議録作成Ⅰ　基本編／会議録に係る基本論」
・講演④「会議録作成Ⅱ　実例編＆校閲体験／実例から学ぶ」
・質問コーナー（自由参加）

【２日目】
・班別の討議・まとめ
・討議結果の発表、講評

会場参加とは別に、１日目のオンライン参加(講演④までの生配信＋後日録画配信)も可能とする。

⑵ 会議録作成講座

実施方法の一部を変更する。（教材の一斉配信、個別添削の取りやめなど）

⑶ 会議録品質確保事業

地方議会会議録の品質を確保するために必要な課題を整理し、発注者（議会事務局）及び受注者（速記・記録業者等）に向けて発信する。

⑷ 会議録等発言記録作成に関する相談対応

電話やメールを中心に、会議録をはじめとする発言記録の作成に関する質問や相談等に対応する。

4　調査研究、広報、普及事業

⑴ 速記関係書籍・文献の保存・共有化、各種研究会、速記国際大会、新分野

①速記関係書籍の電子化を進め、ホームページ上で公開する。

・「日本の速記」データベース化事業を継続する。

②速記科学研究会、速記・言語科学研究会、速記懇談会等の研究活動に協力する。

③大学等における速記関係の学術研究活動に協力する。

④速記国際大会（インテルステノ）への参加を支援する。

⑵ 出版・用字用例辞典等の頒布

①「新訂標準用字用例辞典」の頒布及び改訂に向けた研究を行う。

②「横書きにおける数字の書き表し方」の頒布及び改訂に向けた研究を行う。

③「標準用字例」の電子化に向けた調査研究を行う。

④「発言記録作成標準」「会議録作成講座教材集」等の出版物を頒布する。

⑶ 広報・啓発

①機関誌「日本の速記」の発行

・速記及び文字文化に関する情報のほか、発言記録作成技術や速記学習者の支援に関する記事並びに会員の活動状況等を掲載する。

・デジタル化への移行を促し、印刷費、発送費の削減に努める。

・発行回数を年４回（季刊）とする。

②協会ホームページの運営

・協会事業に関する情報発信、検定に関する告知及び速記文化理解のためのツールとして活用する。

・情報の整理、アクセシビリティの改善を進める。

③ＳＮＳでの広報

・ＳＮＳを活用して、協会の情報を発信する。

⑷ 会員活動支援

①速記普及活動及び協会事業等に参加した会員に対し、支援を行う。

②30年以上速記の実務、教育に従事した者、速記方式の創案・普及など、速記技術の向上に貢献した者並びに速記に関する研究等で学術的権威の認められた者等を表彰する。

５　その他

①事務局体制の整備・充実を図る。

②事業実施の主体となる委員会組織の充実・強化を図る。

③諸規程を点検し、必要に応じて作成及び改定を行う。

以上